

●今号のヘッドライン

がれき焼却は放射能複合汚染を  
日本全域に拡げる！

核放射能がれき

## 放射能の拡散を政策とする官僚の独裁

青山 貞一 東京都市大学名誉教授 (環境科学、環境政策、環境法)

あおやまていイチ ●東京都市大学名誉教授。1946年愛知県生まれ。70年電気通信大学電気通信学部卒業。アジア経済研究所、ローマクラブ日本事務局、フジテレビ系シンクタンク所長を経て、86年(株)環境総合研究所を設立。現在、同研究所顧問。東京都市大学環境情報学部教授、同大学院教授、長野県環境保全研究所長、長野県政策アドバイザーを歴任後、現在、早稲田大学理工学部非常勤講師、東京都市大学環境情報学部非常勤講師。環境行政改革フォーラム代表幹事、政策学校一新塾代表理事、ごみ弁連顧問、大気環境学会、環境科学会、地理情報システム学会、国際市民参加学会、自治体学会、日本計画行政学会理事、環境アセス学会理事、国際ダイオキシン会議など。

主著に「ダイオキシン汚染」(法研)、「小エネ住宅奮戦記」(はる書房)、「湾岸戦争の地球への影響」(環境総研)、「台所からの地球環境」「もっと知りたい環境ホルモン・ダイオキシン」(ぎょうせい)など。主訳書に「市民のための環境アセスメント行動方針」(武蔵野書房)など。共著に「地域経済の構想」(学陽書房)、「ごみ問題100の知識」(東京書館)、「非戦」(幻冬舎)など。共訳書に「ローマクラブ第五リポート、人類の目標」(ダイヤモンド社)など。監修書「審議会革命」(日隅一雄訳 現代書館)など多数。

株式会社環境総合研究所 <http://eritokyo.jp/>E-wave tokyo <http://eritokyo.jp/>

——福島を除く宮城と岩手の震災がれきを全国の市区町村の清掃工場で焼却する、いわゆる広域処理は、放射能汚染を全国に拡げる極めて異常な政策です。海外からも国際的な放射能防護の「遮へい」「距離」「時間」の三原則から逸脱し、非難されていますが、読売新聞から朝日新聞まで全国紙が横並びで賛同社説を掲げ、「絆」や「助け合い」の号令をかけていますね。

青山 いまテレビ・新聞など大手メディアが国策に協力し、情報操作による世論誘導の手先になっています。

調査のため9回ほど被災地に足を運び、お話を伺いましたが、「がれきがあるから復興が進まない」という話は聞いたことがありません。住宅や雇用、原発事故の補償を求める被災者の声が圧倒的です。すでに都市部のがれきの多くは沿岸部の仮置き場に片づけられ、ほとんどの地域で日常生活に支障がでる状況にはありません。

環境省が大手メディアを使ってがれきの量が多いことや処理に時間がかかることを誇大に宣伝し、国民の多くは何が事実で、何が真実なのか分からなくなっています。法律論でいう事実と真実の違いですね。

——証拠がないと、法廷では例え真実でなくても事実と認定されますが、少なくとも弁論の機会是与えられます。ところが、大手メディアにはそれもない。

青山 言論統制は、戦前・戦中の戦争報道で顕著でしたが、原発事故後の報道統制もひどかったですね。知人が新聞ばかり読んでいる父親にネットの海外情報などから「本当は……」と話したら、「お前はおかしいのでは」といわれたそうです。そんな状況が日本全体に広がっています。

マスメディアに対する信頼度調査で、日本の国民の70パーセント以上が新聞やテレビを信用しているといえます。ギャロップなど4つの調査がほぼ同じ結果を示し、イギリスが10パーセント台、アメリカが20パーセント台、EU諸国が30パーセント台です。日本人は途上国並みです。

新聞やテレビの報道が全部嘘というわけではないので言い方が難しいのですが、無前提に信用しすぎています。少なくとも全部を信用することはできません。

事故後、放射能について「ただちに健康への影響はありません」という政府の説明をなぞったテレビ報道ばかりでした。将来的に健康影響があると認めるようになったのは、ずっと後です。

## 「19年分・11年分」は捏造された数値

——いま再び、災害がれきの広域処理では大手メディアの世論誘導が激しくなっていますね。



環境省による3月の政府広報広告。「復興を進めるために、乗り越えなければならない「壁」がある」と唱えられた朝日新聞などに掲載された広告。部分を全体と思いこませる写真で、文字通りのフレームアップの技法が使われた。

**青山** ごみは廃棄物処理法で、地方自治体が責任をもって収集・運搬・処理をすると決めています。家庭からでる一般ごみは市区町村の責任、産廃は県の責任です。国は、まったくごみに接していないのです。

災害がれきは建築物を解体した産業廃棄物に等しいですが、国は災害がれきを一般ごみに分類すると決め、市区町村に半強制的にやらせています。そして、政府は「災害がれきは年間の焼却量にして宮城県は19年分、岩手県は11年分」という誇大広告を大手メディアでうったのです。

この数字は焼却できないコンクリートなど不燃物やリサイクルする金属なども全部含めた数字なので、広域処理対象量としては正しくありません。

——想定外でなく、今度は、ありえない想定による数値の捏造ですね。国民を欺くために税金で広告をうつ。とんでもない世の中になりました。

**青山** 私は岩手県久慈市から北茨城市まで、三陸海岸沿いに現場を歩き、各地でビデオカメラをパンして町の全景を撮りましたが、朝日新聞の全面広告のような人間の高さの5倍もあるごみの山はもうほとんどありません。意図的に事実を歪め、誇張した広告です。

池田こみちさんがJARO(公益社団法人日本広告審査機構)に意義申し立ての意見書を出したのですが、すぐに却下されました。却下は棄却と違い検討なしの門前払いです。

この問題で一番大切なことは、私たちが赤ちゃんからお年寄りまで1人当たり年間だいたい2万から2万5千円のごみ処理費用を住民税の中から市区町村に納め、市区町村が責任を持つという、住民と基礎自治体が何

十年もかかって築き上げてきた民主的なルールです。それが突然、国が県を経由して介入し、住民との事前協議もなく、被災地の可燃ごみを全国に運び、一般廃棄物の焼却炉で燃やせるルールに変更していいのかという問題です。

## クリアランスレベルは80倍に

——国はクリアランスレベル(放射性廃棄物を一般ごみとみなす法的基準)を昨年6月に引き上げました。事故以前なら、ドラム缶に封入しコンクリートピットに埋設し、30年間は管理義務が課せられた放射能汚染物の焼却灰(主灰及び飛灰、溶融飛灰)です。環境省は宮城や岩手の災害がれきは「汚染濃度が低い」という一方、全国的にクリアランスレベルを上げましたが、何の説明もされていませんし、報道もないです。

**青山** これまで放射性セシウム濃度(セシウム134とセシウム137の合計値)のクリアランスレベルは100ベクレル/kgとされてきましたが、事故後、環境省は80倍も高い8000ベクレル/kgにひき上げています。

8000ベクレル/kgというと、ほぼ毎時1マイクロシーベルトに相当し、清掃工場(焼却場)の作業員が年間1ミリシーベルトも被曝することになります。これは、ICRP(国際放射線防護委員会)の線量限度で、日本の法令基準にもなっています。ここから逆算して8000ベクレル/kgの数字を出したのです。しかし、こういう説明がないので、誰も知らないと思います。

——実際には追加被曝になるので、この計算方法もおかしいですね。入り口側の災害がれき(木くずなど可燃物)については規制値がなく、しかも、汚染レベルが高けれ

ば、未汚染の一般ごみと混ぜて低減すればいいという国際合意にも違反するあきれた行政指導をしていますね。

青山 国は、広域処理の基準を定め「福島以外の240ベクレル/kg以下のもの」といって、トラックが焼却場に入ってくる度に放射能濃度を測定すると説明していますが、正確な測定は到底できないと思います。

シーベルト(空間放射線量)でも、膨大な量のがれきの正確な測定は難しいですが、ベクレル(放射線量)を測るには、ゲルマニウム半導体検出器等に一定の容積の素材を入れて検出するので手間がかかり、到底できません。

——食品でさえ全品検査が無理なのに、ごみですからね。240ベクレル/kg以下も怪しい宣伝文句で、5月の北九州市の試験焼却では、がれきを搬入するトラックが近づいただけで測定器のメーターが跳ねあがりました。6000ベクレル/kg以上になるだろうといわれています。

## 「偽装」まで裁量権という日本の悪癖

青山 私は役所の環境調査を全然信用していません。例えばアイナメ10匹を分析した場合、実際は20匹を採取して、汚染濃度の少ない10匹しか出さない。そういうやり方をいくらでもやってしまう。たまたま焼却灰で4000ベクレル出たと発表されても、その前日に12000ベクレル出ているのを隠すために発表したりするのです。

分析した調査会社は役人たちが選んだ会社です。お金で雇われた会社が、「報告書は5ですが実際は10です」などと記者会見で暴露はしません。次から仕事が無くなりますから……それが実態です。

——日本は裁判でさえ、証拠を全部開示しないでいい制度です。検察が都合の悪い証拠を隠し、たくさん冤罪事件がおきています。司法でも公正さを担保する制度設計になっていないのですからね。

青山 4月1日から消費者庁が水や食品中の放射性物質の事故後の暫定規制値を見直し、新基準にしましたね。一般食品は100ベクレル/kgで5倍厳しく、水は昨年の金町浄水場のパニックもあり、10ベクレル/kgと20倍厳しくWHO(世界保健機関)基準と合わせました。

他方でクリアランスレベルを80倍にして全国で燃やしている。政府は国民をこれ以上は被曝させないという大きな方針をもっていないし、考えてもいないのです。

——単に政策に整合性がないだけでなく、原発事故後の放射線防護社会の絵を描く能力がないということです。福島から全国に避難した人たちが「福島に残る人に内部被曝が増えないように、汚染の少ない農産物を送るため、がれきを全国で燃やさないで」と、しっかりした絵を

描いています。この原子力災害の被災者の絆や声については無視されています。

## バグフィルターの安全神話

青山 いま細野豪志環境大臣(原子力行政大臣兼務)と谷津龍太郎大臣官房長、南川秀樹事務次官が手分けして全国を廻っています。が、3月31日に細野大臣が京都駅前街頭アピールをし、集まった沢山の人が猛烈な「帰れコール」が起こりました。ところが、NHKは住民の反対の声を放送せず、大臣の「お願いします」の声だけ編集して流しました。ここでも真実が歪められて、国民に伝えられています。

とくに、焼却炉(または溶融炉)のバグフィルターで放射性セシウムを99.99パーセント取れるとっていますが、私たち専門家からすれば、なんら科学的な根拠はありません。

——3月の環境省交渉でも、市民側が全国のバグフィルター製造メーカーに問い合わせた結果を公表しましたが、どのメーカーからも放射性セシウムを除去できるという回答はなく、担当者は何の弁明もできませんでした。

青山 環境省は別の重金属を焼却実験した京都大学の古いデータに加えて、日本原子力研究開発機構(JAEA)のデータを出してきたのです。高速増殖炉もんじゅの火災事故でビデオ隠しをした問題の多い独立行政法人です。つまり、環境省はブレーキを踏むべき立場ですが、アクセルを踏む側の資料を使ったのです。

本来、データを取るなら、国の息のかかった研究所や学者ではなく、第三者的な民間の学者を試験焼却に立ち合わせ、そのプロセスに問題がないことを確認し、試験結果を学術論文に載せるべきです。学術論文に載せれば、第三者の誰でも厳しい意見や疑問をだせるので、厳しく検証することができます。

——科学は、本来オープン・ワールドで自由な議論が前提になりますが、日本はその科学的共同性の前提が崩壊し、官製科学は科学としてはありえない秘密主義の科学に墮落していますね。

青山 2001年の橋本行政改革(中央省庁再編)で厚生省の廃棄物行政を環境省に移管され、焼却炉・処分場をつくるアクセルと環境規制のブレーキが一緒になってしまいました。いくら99.99パーセント取れると誇大広告しても、やがては嘘がばれるのです。

環境官僚のトップである南川事務次官は、水俣病で苦しんできた熊本の説明会で、地元のお父さん、お母さんたちから「科学的な根拠はどこにあるのか、何かあった場合、あなたは責任をとれるのですか」と問われて、最後には黙ってしまいました。

## オープンエアの管理型処分場

青山 災害がれきの広域処理は、放射能汚染が心配されますが、それ以前に日本がかかえる廃棄物行政の問題があります。

地方にいくと、安定5品目(廃プラ・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき)しか捨てられない処分場に医療廃棄物まで捨てられています。その6割が野放し状態です。先進国では、もう安定型処分場など、ほとんど使っていません。そのぐらい杜撰な制度を日本では放置してきたのです。

そもそも最終処分場には安定型、管理型、遮断型の3つの種類があります。安定型は、野山に穴を掘って埋めるだけで、太陽光や風雨にさらされても汚染物質が出ない安定5品目に限られますが、実際には5品目に限定することは困難であり、有害物質が溶けて土壌や水源地などの汚染が問題となっています。裁判で、だいたい80パーセント以上、住民側が勝っています。日本でも、もう安定型は新しく造れないでしょう。

管理型は、穴の底に厚手のゴムシートを二重に引き、破れた場合に備えて検知器を入れ、有害物質が溶けた汚水を処理する設備を備えています。基本的に一般ごみの最終処分場はこの形です。つまり、オープンエアでいいので強い風が吹けば、再浮遊といいますが、焼却灰が舞い上がり周囲を汚染します。

遮断型は、水銀・カドミウムなど有害物質を含む焼却灰・汚泥・鉱さいなど無害化が難しいごみの処分場で、地中に鉄筋コンクリート構造物をつくり、雨水が入らないようコンクリート製のふたをして屋根をかぶせています。日本では一般ごみの処分場で遮断型は、ほとんどないですね。

——放射能は無害化できないので、遮断型にして密閉しないとイケませんね。

青山 日本の大都市の処分場の多くは海面埋め立てです。例えば、東京都23区は江東区青海の「中央防波堤沖埋め立て処分場」で、お台場の隣で海の真ん中。横浜でも、中区の海に近い一面に「南本牧廃棄物最終処分場」を設けています。コンクリートで囲ってはいますが、遮断型ではありません。

そこら中、日本はオープンエアの管理型で以前から有害物質を濃縮した焼却灰が強い風で再浮遊し、風雨にさらされると汚水に溶け出してしまふ状態です。

——自然条件を想定外とした管理型というわけですね。

## 「半閉鎖性水域」に迫る危機

——汚水の問題は日の出処分場の問題で多くの人が

知られるようになりましたが……。

青山 管理型の処分場には汚水処理の設備を備えられていますが、汚水にとけ込んだ有害物質が通り抜けてしまうケースが一杯あります。山間部の谷間の処分場では有害物質が土壌や地下水を汚染し、また、川を経由して最後は海に流れ出ます。

とくに「半閉鎖性水域」といいますが、東京湾のような胃袋の形では、隅田川や多摩川が食道で湾内出口の浦賀海道は狭いので、有害物質が沈殿し、外洋にはなかなか出ていきません。「底質(ていしつ)」の中にダイオキシンやPCBと同じように、放射性セシウムなどが何十年も蓄積します。

放射性セシウムは、たとえ1000度で焼却した場合に、気化(ガス化)しても、ダイオキシンのように分解し無害化することはできません。最終的には海にいきます。

小学生に話しても解ることですが、規制は1Kgあたり何ベクレルという濃度基準です。1キロが8000ベクレルであれば、1トンなら千倍の800万ベクレルになります。それほど大量の放射性物質が海に流れ出てもかまわないという考え方なのです。

海に運ばれると、食物連鎖により濃縮されます。例えば、オンタリオ湖のPCB汚染では、生物濃縮により最高2500万倍も高められているのです。

——巡り巡って最終的には人間の体に入りますね。

## ドイツはごみの焼却飛灰を地層処分

青山 ドイツではどうしているかという、地下1000メートル、2000メートルの岩塩の採掘場の跡地を土砂崩れが起きない構造にした上で、梱包機械で焼却飛灰を厚手の布のいっさい外にでない袋に入れ、ひとつひとつトラクターで運び入れています。

——それは核廃棄物ではなく、一般ごみの飛灰の処理ですね。そこまで嚴重にしているのですか。

青山 そうです。核廃棄物とか放射能に汚染された焼却灰ではありません。普通の家庭から出る一般ごみの焼却飛灰です。それくらい厳しいのです。以前から、最終処分場を全国的に造らず、既存施設も順次、閉鎖していく方針です。

「拡大生産者責任」といって、生産者の責任を使用済み製品の回収・リサイクル・廃棄にまで拡大し、生産者に設計段階からいかにリサイクルしやすく、ごみを出さないよう促しています。例えば自動車やテレビを買うときにごみ処理代まで含めた価格にする制度を明確にしています。

日本でもこれをやろうと私もテレビの討論番組で、国会議員、東京電力の副社長、経団連の人など4人を相手に議論したことがあります、「そんな事をしたら国際

競争力がなくなり、日本製品が世界の市場で売れなくなる」と、そればかりいわれました。ドイツだって日本と同じですが、日本は2000年にできた「循環型社会形成推進基本法」にお金を先払いする制度を取り入れませんでした。

結果的に、若い人たちが中古自動車を買うわけですが、処分にお金がかかり、不法投棄が増えてしまいました。日本政府はリサイクルとか循環型社会を作るとかさんざんいっておきながら、東京都などは過大な焼却炉をいっぱい作ってきました。他方で、市民の方はまじめにリサイクルをして、ごみの減量化に努力していますから、燃やすごみの量が減ります。

石原東京都知事が全国に先駆けて、独断先行的に岩手県の宮古市や宮城県の女川町のがれきを東京23区等に受け入れさせ、焼却させていますが、その理由のひとつは過大な焼却施設を抱えているからです。ごみをどんどん燃やし、有害な焼却灰を東京湾にとどめなく埋め立てています。

## 官僚独裁の地方自治・民主主義の破壊

**青山** ダイオキシン類対策特措法では、排ガス規制や環境基準、人体の摂取基準が設けられています。しかし、飛灰の量は多くなく、民間業者が1トンあたり4、5万円で引き取って処理する場合があります。すると産業廃棄物の扱いになり、きちんと遮断型に処分して管理しているかわからないのです。

—— 民営化で、産廃ルートも発生するということですね。すでに福島のがれきもこのルートに乗っているかもしれませんね。

**青山** ダイオキシン類対策特措法には、環境大臣と県知事に立ち入り検査権があり、県が年に一回は、立ち入り検査を行っています。県が産廃処理業の営業とその施設の許認可権を持っているからです。

今回の通称「がれき特措法」(放射性物質汚染対処特措法:東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)は、放射能の未汚染に近い市区町村に、国主導であえて3年間(2014年3月末まで)、汚染がれきを焼却させるのですが、やらない場合には国が令状なしの立ち入り検査をやり、従わなければ罰則まであります。これまでにない恐ろしいスキーム(仕組み)です。

廃棄物処理法にも産廃業者が不法投棄をした場合、県が立ち入り検査を、現場で監視して捕まえて刑事告発するスキームはありますが、この「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」では、国が地方自治体に対してこれ以上ない「上から目線」で罰則まで行使できるのです。

梶山正三弁護士(理学博士)は、条文に「憲法違反がある」と具体的に示しています。国が地方公務員を罰則つきで使うなんてありえないことです。本来、国と地方自治体は対等ですが、上からみて「お前らがやらない場合には……」という法律は地方自治の破壊につながります。いまはお願いといっていますが、今後は厳しくなる恐れもあります。

—— 旧内務省的な官僚独裁国家と国民精神総動員運動の過ちを繰り返しているようですね。

## 国家官僚の悪しき因習

**青山** A4の1枚の紙に環境省の課長名で、都道府県環境部長殿という「事務連絡」文書があるのです。字を読む限り強制とは書いていません。

しかし、過去の例からすると、受け取った県の職員にとって絶対服従の命令に等しい……。この指示に従わないと、国からの地方交付金や補助金に影響がでると恐れを抱くのです。日本の一番の恥部で、他の先進諸国ではあり得えない悪しき因習です。

まったく法的な根拠がなく、まったく透明性もないのです。交付金は地方自治体の人口配分で決まっていますが中央官庁のさじ加減があり、とくに補助金は、いろいろと難癖をつけて、お金を降させない、決まっても時期を遅らせるなど、そこまでやりますね。

—— 事実上の制裁手段ですね。

**青山** 中央官庁に従わなければ、どうしても必要な社会資本整備が後回しになります。今回の場合、古い焼却場や処分場の改修などが、後回しにされてしまいます。

焼却場の場合、国からの交付金・補助金は3種類あります。ひとつは環境省からの補助金(現在は交付金の形を取っている)、ゴミ発電の設備をつけると経済産業省からも来ます。また、国は広域行政で複数の自治体で大きな炉を作れと指導しているので、これに従うと総務省からも補助金 comes。

実質的な補助率はだいたい50から80%で、最高は沖縄で何と約95%にもなります。計画予算が100億円とすれば95億円が国から出るので。東京、横浜、千葉でも50パーセントはくだらないですね。

しかも、今回は2年後(2014年3月末)までに汚染がれきを受け入れないと期限切れとなり、交付金・補助金が差別されるという暗黙のプレッシャーがあるのです。

—— いままでは国が地方自治体に対して、交付金や補助金を減額するという暗黙の制裁があり、それに加えて、今回の「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」によって、国が地方自治体に対して公然と法的制裁ができるようにしたという流れですね。

## 補助金が密室政治を生む

青山 北海道で逢坂誠二さんがニセコ町長だったとき、「雪が多く、いまの管理型では冬場はごみが入りにくいので、ドームをつけたい」と環境省に出向き、自分の子どもぐらいの若い係長から「そんなもの私たちが示す処分場の設計標準にはない」と、机を叩いて、さんざんなじられたことがあったそうです。「大学卒業後、まだ数年しかたっていない人間にそこまで言われた」と泣きそうな顔をして怒っていたことがあったそうです。

お役人は誰からも選ばれていない人です。それが選挙で信任された首長の話の間はず、首長をなじり、とがめるなんて許されるのでしょうか。

地方の風土というのは沖縄から北海道まで異なり、だから処分場の設計もいくぶん違って然るべきですが、いっさい、国は考慮しない。おそらく、県知事が相手でも同じだと思います。そこまで国の若い役人が極度の中央集権組織によって、昔の帝政ロシアかソ連のような密室の中で見えない力を持ってしまっているのです。そこには、お金と権限が全部、独り占めにされている現実があるわけです。本質的な問題は国が財源、税源、権限の3つを持って、地方自治体が復興でこういう町づくりをしたいと考えても、国が聞き入れてはくれないことです。

## 並みではない地方自治体の苦勞

青山 もっと重要な点は、ひとつの焼却炉や処分場をつくる時、基礎自治体と住民の間で、ものすごい苦勞があるのです。東京の目黒清掃工場では担当課長が自殺しました。当時、一橋大学の助教授が住民運動のリーダーで毎夜毎夜の働きかけの繰り返しなのです。ここだけの事ではありません。裁判もものすごく起こるわけです。

私は環境弁護士100名ぐらいの「ゴミ弁連（闘う住民とともにゴミ問題の解決を目指す弁護士連絡会）」の顧問をしています。本当にその弁護士さんたちは住民から頼まれば手弁当で働いています。誰だって自分の家の前に火葬場やごみの処分場があつてほしくないです。ずさんな施設を認めれば病気になりますから……そして最後には、金銭的な解決を含め、故郷を去るなど、苦渋の選択をしている訳です。

—— なにより住民間の人間関係がズタズタになりますね。

青山 沖縄でも、那覇市の大量のごみが3パーセントのごみしか出さない南風原町に押しつけられていました。そういう現実はどこにでもあるのです。

自治体は苦渋の選択をして話をまとめ、施設を整備してきたにもかかわらず、今度は放射性物質が含まれるゴミが来る。しかも、住民のごみの2倍も燃やす自治体もあ

る。受け入れるとえば、住民が大反対し矢面に立たされる。国の役人みたいにただ聞いて「私は専門ではない」とは居直れません。当事者ですから……。本当は自治体の担当者だってやりたくないのです。

—— 東京都交渉でも課長さんは「国が決めたことだから」の繰り返しで、きちんと説明できないのです。

青山 そうだと思います。がれき搬出側の東北も同じで、大田区議の奈須りえさんが現地調査を重ねたのですが、皆、本当は広域処理はやりたくないという話でした。がれき処理で「雇用を生み出したいとか、復興計画に役立てたい」とか考えがあるのですが、だけど「環境省と疎遠になったら」と恐れているのです。

—— がれきを沖縄や九州まで運搬する費用があるなら、被災地に直接、お金を回してほしいですね。

## 「森の防波堤(防潮堤)」を巡って

青山 私は南相馬の桜井市長に「森の防波堤(防潮堤)」構想を提案し、市長は「南相馬が犠牲になっても、福島県内の災害がれきを全部引き受け、海沿いに20メートルぐらいの高さの堤防を作る」とまで、言ってくださいました。市長が環境省にかけあつたのですが、「あなたが決めることではない。海岸法などの法律で国がやることです」と言われたそうです。

桜井市長は国の議論の内情をばらしていますが、何十回も国にいても、無視されたり、怒られたり……。結局、そういうことが復旧・復興を遅らしているのです。決して震災がれきの広域処理の遅れがメインの原因ではないのです。

横浜国立大学の名誉教授で、森林生態学者である官脇昭さんも同じように、がれきをコンクリートで囲って結果的に遮断型にし、その上に土を盛って植林し30年間は放置する考えで「そのためには南相馬だけのがれきだけでは足りない」と、そういう論評まで出しています。

## 住民の声を聞いたら線が引けない?

青山 すでに土木学会などが、災害復興の土地利用図や都市計画図を何枚も描いていますが、結局、従来通りで、上から目線の東大の先生たちが中心になって、一方的に作ったものです。どんなプランでも、現場の市町村や住民が受け入れるものでなければだめなのです。

—— そこに住み暮らしつづけるのは住民ですからね。

青山 東北の復旧・復興が遅れている原因は、明治以来の中央集権的な官僚制度の悪い因習にあるのです。いわき出身の平野達夫さんが初代復興大臣に就任し、現場の苦情を聞くようになったかもしれませんが、現場の声は官僚がお金と権限で押さえこんでいるのです。

地方自治の原点が全く解っていない中央官僚と言いきりの御用学者がいくら絵を書いても無駄です。また、コンサルタント会社にすごいお金がっていますが、「どんな場合でも住民といっさい話すな」といわれています。

昔から東大の先生は「都市計画では地図以外はいっさいみろ。現地で住民の声を聞いたら線が引けなくなる」と院生を指導しているそうです。そういうやり方が挫折し、復旧・復興がうまくいっていないのです。

——横浜の山下公園など、関東大震災のがれきで造成されていますね。がれきは復興計画に欠かせない資源という発想がないのですね。

## 高台移転の難しさは……

青山 もう復興計画で、高台移転の話は難しいかもしれませんね……。私の大学の中村英夫学長に「岩手のどこに高台があるのだ」といわれましたが、確かに三陸のリアス式海岸の海沿いは平地ばかりです。しかし、背後の崖は200メートルほどの高さで、田野畑村や野田村があり、森林や農地が広がっています。

津波が来たとき、福島最北にある新地町の漁師たちは、「船が全部壊される」と、ほぼ全員が船を沖合いに出しました。実物を見ましたが、船は70パーセント以上が無傷で残っていました。しかし、漁師たちが帰ってきたとき、平地の家族はみな亡くなり、家も家財道具も飲み込まれていたのです。さすがの漁師さんも頭を抱えていました。その方々とさんざん議論したのですが、漁師さんが海沿いの平地に住みたいのです。いままで話した限りでは何を言ってもだめでした。しかし家族は別です。お父さんが平地に行くのだからと付いていくでしょうが、決して心から賛成はしていません。

結局、高台移転は早いうちに、本気で、相当アイデアを練らないとだめですね。いままでの土建屋的な発想でただ箱物を並べればよいというわけにはいかないのです。——そういう背景があって、「森の防波堤」が目ざれて、宮城県議会が7月に推進の決議をしたのですね。

## スーパー堤防が招いた人災

青山 東日本大震災は千年に一度の大災害といわれますがとんでもないことです。原発だけでなく、震災被害も防災計画をなおざりにしてきた人災です。

過去に三陸海岸では津波が100年に一度ごとの周期で襲っています。旧内務省の資料をみれば、明治以降、津波でも、いっぱい死にました。そして、今回は明治以降、三度目の大津波で、大勢が死んだのです。

実は昭和と三陸のときも、建設省(現・国土交通省)が何百億円もかけて造った高さ12メートル、長さ400メートル

ほどの堤防が壊れていたのです。今回、釜石の1200億円かけたスーパー堤防がズタズタに壊れたのは知られています……。――

スーパー堤防の決壊は建築構造の問題もありますが、地元の多くの人たちから、「1200億円ものスーパー堤防だから平気という気持ちがあつて逃げ遅れた」と言う方がいました。昔の教訓から高台に移転した人は救われ、移転しなかった人の多くは「堤防が守ってくれる」と信じて、亡くなりました。

堤防というのは、地元の住民主導でどう町づくりをするか考える中で地域ごと違っていいのです。地元住民の願いを受け止めた提案なら前に進み、議論もできますが、国が無碍に却下すれば国と地元のわだかまりが大きくなり、復興が滞ってしまうのです。

——復興の主体は地元住民という原点が欠落し、原発ムラと同様の土木ムラがあるのですね。

## 官僚仕立ての議員立法・ 密室の「災害廃棄物安全評価検討会」

青山 日本はアメリカ、ドイツ、カナダのような連邦国家ではなく、地方主権の国ではありません。しかし、戦後、歴史的に築きあげてきた廃棄物行政は地方自治の一番重要な仕事であり、仕組みだと思えます。

けれども都道府県、政令指定都市、基礎自治体との協議もなければ、立法府の国会は法原理から説明をして、法律を作るのではなく、一方的に「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」を議員立法で成立させました。ここに立法府の劣化があります。

国会議員が勉強し検討する時間も与えられず、あつと言う間に議員立法として成立しました。議員の認識不足も原因ですが、官僚やマスコミが事実や経緯を知らせず、議員のほとんどが「これは大変だ」と情緒的に反対できない雰囲気の中で賛成してしまったのです。

しかし、環境省とおそらく経産省の官僚と手先の学者などが、議員立法を装って作ったのです。この法律は地方行政の基礎を揺るがすにもかかわらず、衆議院では審議なしで成立し、パブリックコメントもほんの短い公募期間しかありませんでした。

その後の「災害廃棄物安全評価検討会」はいっさい公開されず、議事録もほとんど公表されずに、広域処理の方針が決まりました。

——「安全評価検討会」は全く非公開なのですか。

青山 1回目に非公開を決めています。その後、13回とやっていますが、うち12回が非公開ですね。議事録も最初は出さなかったのが、NGO「環境行政改革フォーラム」の鷹取敦事務局長が開示請求して、4回までの議事



▲ 3月30日、「ストップ！放射能汚染がれき首都圏ネットワーク」ほか首都圏の住民による東京都知事への第2回目の要請行動があった。受付窓口での対応で、会議室などでしっかりと都民から意見を聞くという姿勢がみられなかった。

▼ 4月25日、「東京23区清掃一部事務組合」に災害がれき焼却の中止を要請を申し入れする奈須りえ・太田区議と「放射能から子どもたちを守る太田の会」ら都内に暮らす住民たち。



録は出たのですが、その後、安全評価検討会は議事録の作成をやめてしまいました。5回目ぐらいに「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」が立法化され、検討会でも広域処理が議題にあがっています。

何年か前の京都大学の先生の全く違う重金属のデータを探し出し、「バグフィルターは99.99パーセント除去」とするような安全評価検討会では専門家で納得する人はいません。検討会が非公開なのは、そういう会議の実態がばれると不都合だからでしょう。

その後、正式な説明会も開かず、賛成派だけのシンポジウムを永田町で開催しました。私たちがパネリストとして呼ばれましたが、そんなアライブづくりのセレモニーに出れば名前を利用されるので断りました。そして、昨年夏ぐらいから、実際に「燃やせ」ということになりました。

昨年11月、東京都が先頭で広域処理を始めました。納税者の都民には全部、事後説明でした。多摩の説明会に出た人たちは、質問も受け付けないのと同じで、役人がいいことだけいい、疑問の声には「それは決まったことです」と説明すると、住民は怒っています。

石原都知事は都民から反対の声があることに記者会見で「放射線量などを測って、なんでもないものを持つてくるのだから『黙れ』と言えばいい」と、民間の産廃企業の「東京臨海パーク」で試験焼却を始めました。

—— 東京電力が株主となっている会社ですね。

## 東京23区の特異な廃棄物行政制度

—— 東京23区の場合、清掃局ではなく、「清掃一組(東京二十三区清掃一部事務組合)」がゴミ処理を行っていますが、「一部事務組合」とは、どういう制度なのか。

青山 地方自治法では、単独でなく広域に行政事務の一部を共同処理する場合、「一部事務組合」を設立でき

るようになっています。東京23区は、2000年度から「清掃一組」でゴミの収集と焼却を行い、最終処分については23区と「清掃一組」が東京都環境局に委託しています。

しかし、「清掃一組」の代表である管理者は私たちが選んでいるのではなく、区長による互選で、現在は西川 太一郎・荒川区長が代表です。また、組合の議会は23区の区議会議員で構成されています。23区の「清掃一組」の場合には、情報開示条例に基づく手続きがありますが、一般的に情報開示には後ろ向きです。

以前、清掃事務は東京都が行っていましたが、2000年に特別区ということで区に移管しました。都の職員は区に行くはずでしたが、実際は「清掃一組」をつくって集められたのです。その後、市民がゴミの減量化とリサイクルの努力を続けているのに、「清掃一組」によって廃プラスチックを燃やせる焼却場が次々と建て替えられ、2006年から東京23区は順次、廃プラも可燃ごみとする全量焼却に変えられていきました。

—— 新江東と品川の清掃工場の窓口で、市民の要請文の受け取りさえ拒否しようとしたので、びっくりしました。青山 どこにでも態度の悪い役人はいますが、税金で生きている人とは思えませんね。「清掃一組」は納税者である区民から最も離れている公共団体です。

—— 焼却しないためにリサイクルするのではなく、焼却後に残さをマテリアル(原料)としてリサイクルする、とんでもない逆転ですね。

青山 災害がれきは放射能だけでなく、様々な物質が付着・混入しています。ダイオキシン類などの有機塩素系化合物、多環芳香族炭化水素類(PAH)、水銀など重金属類や、がんとの因果関係が明確なアスベスト、PCBなどの汚染も非常に心配です。

横浜市では中田宏・前横浜市長が計画中の3つの焼却炉を止めました。皆が努力してゴミを減らしているのに、財政が逼迫している中、新しい焼却場はいらぬという市民の声が通ったのです。いくら国の補助率が60パーセントでも残り半分は住民税で無駄づかいになります……努力をすれば、ごみはどんどん減らせるのです。ごみが減っても職員の首を切るわけにもいきませんから、ごみ処理の在り方を考えるべきです。

2006年に、カナダのノバスコシア州は最後の一基となる焼却炉を止めて、世界初のごみを100パーセント燃やさない町づくりをしました。日本は中央集権的に国が指示するので、地域の特性や実情が考慮されず、創意工夫が活かされないのです。

## 利権の温床は社会的無関心

青山 東京都では、既得権益を失いたくない悪い面が出ています。区議会議員も奈須さんのような方はまれで、総じて地方自治の主人公である気概もなく、県や国が決めた事について、何というか……「ひらめ」ですね。絶えず上ばかりみている(笑い)。

区長たちも地方自治は実務の原点という自負もなく、都民の多くがそうです。ただ自分の傍に焼却場が作られた場合、激しい運動が起こり、NIMBY(ニンビー:Not In My Back Yard/自分の裏庭にはほしくない)と言われ、切り捨てられてしまう。

しかし、怒るのは当たり前です。他に代替案がないなら別ですが代替案はいっぱいあるのです。ノバスコシア州から担当者と呼んで、函館から九州まで全国9箇所で講演会をしましたが、集まるのは困った人、いわゆるNIMBYの人たちで、一般の人たちは来ないのです、自分たちはなんの苦勞もしていないから……。

——それは、沖縄の基地問題でも同じですね。

青山 沖縄が過剰に米軍基地を負担させられ、本土の人の多くが無関心です。しかし、公共事業の補助率がうんと高くなって、その公共事業で貴重な珊瑚の海をつぶしてきた側面もあります。沖縄の現地集會に呼ばれ、この話もしました。「本土からきた奴は」とか言われましたが、基地に反対とはいっても、最後はいかに国からお金を引き出すかと考えている人たちが一部にいるのです。その代表が仲井眞県知事ですね。

東京の区長にも、裏取引により業者の手先となって、都や「清掃一組」の幹部に同調する人がいます。ゴミ問題で住民監査請求をさんざんやりましたが、都の区長会は、なまじ声を上げると他の区長から「お宅は……」とか言われるので、みな黙って意見をいえない雰囲気が強いですね。ただ、今回は札幌の上田文雄市長や新潟の

泉田裕彦県知事など問題の本質を解っている人もいて、発言していますね。

——汚染が広がれば「風評被害」にはできません。放射能などの汚染から地場産業を守る意識があれば、賛成できないと思います。今回、都の区長会で発言したのは保坂展人・世田谷区長だけだったそうです。

## 「がれき特措法」のがれき利権・除染利権

青山 賛成する市区町村を分析すると、強権的な知事がいる東京や大阪、過去に住民紛争がなく苦労していないところ、細野環境大臣の地元である島田市のような産廃利権と結びつくところ。島田市長は産廃業者の元社長で、いま親族が社長をしています。石原都知事は東電の子会社に仕事を回しました。最終処分場は東京都ですから……日本は何でも利益に結びつけばOKという恥ずかしい国です。今回も火事場泥棒的な動きが背景にあります。役所も焼け太りで、本当に現地の困っている人たちにお金が回っているとは思えません。

——除染もほとんど成果があがっていないのに巨額の資金が使われていますね。

青山 除染も同じです。東大の児玉龍彦先生が「国会は何を一体やっているのですか」と衝撃的な発言をし「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」ができましたが、よく調べたら日本原子力研究開発機構(JAEA)を通じて大成建設、鹿島建設、大林組、竹中工務店など大手ゼネコンにお金が行く構造になっています。

——「がれき特措法(放射性物質汚染対処特措法)」は、原子力ムラの利権構造を再生産する法律として構想された感じですね。

青山 南相馬市の除染は230億円、50億円は竹中工務店に行く構造です。東京新聞がスクープしましたが、私もアメリカの核問題の専門誌「プリテン・オブ・アトミック・サイエティスト」に依頼されて、除染に関する論文を書き、その後、独立系メディア E-wave Tokyoに掲載しました。

## 環境基準も国家官僚の裁量次第

——大都市は大量消費都市なので、物品や食物と共に放射能が大量に流入しています。がれき以前に清掃工場や汚泥処理場の煙突から放射能が出て降下し、それが再び様々なごみや下水に流され、ごみや汚泥の焼却施設はいわば放射能の循環装置になっています。災害がれきの焼却はその上に追加被曝をさせるものですね。

青山 横浜では、がれきを焼却していませんが、汚泥処理場をテレビ神奈川のスタッフと調査したときに、もうクリアランスレベルに近づいて焼却灰が何千ベクレルという値になっていました。

——量が問題なので、本来はクリアランスレベルを下げるべきですね。環境基準を上げるのは権利の侵害にあたると思いますが、その基準は環境省の官僚が密室で内定し、おぎなりの検討会でお墨付きを得たとして省令で8000ベクレルと決められていますね。

青山 日本では法律は骨子だけ。その細目は政令、省令、規則、庁令、告示、通達、要綱などと、国会審議をへない役人の行政立法だけで作られ事後承認されています。8000ベクレルも国会審議をへず、環境省の施行規則(省令)で決められました。つまり、環境基準が何と省令改正で決められているのです。

——政令は閣議決定が必要なので、少なくとも国会議員の関与がありますが、省令以下は官僚がいかようにもできる。それで大手メディアを使って世論操作し、国民に疑問を持たせないようにさせている構造ですね。

青山 5年ほど、海渡雄一弁護士と裁判をしています。大気汚染防止法でも対象となる汚染物質は審議会にかければ役人レベルで決められるのです。省令改正や指定条項の追加は行政処分(公権力の行使)にあたります。だから差し止め訴訟ができると考えて裁判を起しました。

当時、行政事件訴訟法の改正が課題でした。日本ほど市民が国に裁判をして勝てない国はありません。ドイツ、アメリカで勝訴は20%ぐらいですが、日本は和解を含めて6%ないのです。それも国でなく自治体に対する住民監査請求の行政訴訟で税金の無駄使いを戒めるものです。20回やって1回勝てるかどうかですが、原告適格が厳しく、処分性がないと門前払いにされるので、改正の

き、さんざんって配慮はしてくれましたが、その改正が実際に現場で活きているかどうかを試そうとあえて行政訴訟をしました。

## 環境行政は地方自治が原点

——1970年前後に公害問題が激しくなった時、大気や水質汚染防止など、地方自治体による公害条例が先行して、後に環境庁が生まれました。決して、その逆ではないですね。環境行政は地域から始まり、地域が主体ですが、学校の先生でも日本の環境技術が優れているし、環境省が悪い事はしないはずと思いこんでいる方もいます。

青山 国会議員もそうです。環境省はクリーンなイメージがあり、予算面でも優遇されています。しかし、ゴミ処理では全国規模のお金が動きます。

現在、日本には約1200~1300カ所の焼却場、埋め立て処分場は1700カ所くらいあります。焼却炉はドイツも200~250程度、アメリカでも200はありません。日本は人口で約2.5倍、面積で約25倍の米国よりもごみ焼却量が多く、先進諸国のなかで飛び抜けた「焼却主義」をとってきた国です。

日本の行政は何でも燃やして埋める「焼却主義」「埋め立て主義」が基本で、過大な施設をいっぱい作ってしまったのです。放射能ばかりでなく、化学物質や重金属、アスベスト汚染にも注意し、地域から命と健康を守る環境行政の立て直しを早急に図らないといけません。環境の危機が深刻化する前に手を打つ必要があるでしょう。(5月末、環境総合研究所にてインタビュー)

## 復興予算の横流しと災害がれきの二重契約問題。

国会で、昨年度の東日本大震災の復興予算約15兆円の4割に当たる約6兆円が使われず、うち1兆円が特別会計に繰り入れられ、復興予算が「国際交流基金」や「酒類総合研究所」など独立行政法人の運営費として、いわゆる天下り法人にバラまかれていることが発覚した。復興予算が増税でまかなわれることを考えれば、利権の極致である。

巨額のマネーが動けば、必ず利権政治がうごめく。とはいえ、放射能がたとえ少量でも健康被害を招くおそれが強いことを考えれば、災害がれきの広域処理や放射能汚染物の除染作業が利権にまみれていることは、人をおどし金品をまきあげるゆすりやたかり以上に非人間的な犯罪的行為である。

がれき問題は、4月に宮城県の担当課長が県内で処理できるという発言が表に出て、翌月、環境庁は災害がれきが太平洋へ流れ出た分を計算に入れてなかったと、がれき総量を約25%下方修正する訂正報告を行った。しかし、「年間の焼

却量にして19年分」といわれた災害がれきが、「県内処理できる」という違いすぎる発言の説明としては不十分で、不可解さが残った。宮城県は災害がれきの広域処理を進めるにあたって、「石巻ブロック」「気仙沼ブロック」「亘理・名取ブロック」「宮城東部ブロック」と県内を4ブロックに分けた。うち6割のがれきが「石巻ブロック」で、それを北九州市と東京都(女川の分)が受け入れを表明した。

しかし、石巻のがれきは、去年の9月16日にゼネコンの鹿島を代表とする9社のJV(ジョイントベンチャー:共同企業体)に民間委託し、何と全量業務委託する協定が宮城県議会で通っていた事実がわかった。そのため北九州市では、二重契約と訴訟が起きている。東京については、宮城県と財団法人東京都環境整備と東京都と基本協定を結んだのは去年11月24日。2ヶ月前の宮城県と鹿島JVとの協定については何も触れられず汚染がれきの焼却が始まった。(編集部)